

令和2年5月25日

一般社団法人日本林業協会

中央会員 各位

一般社団法人日本林業協会

会長 前田直登



### 新型コロナウイルス感染拡大防止等に向けた基本的ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症への対応として、従業員等の健康保護を図るとともに、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえて業務を継続させるため、農林水産省においては、林業経営体及び木材関連事業者にかかる基本的ガイドライン（※）が策定され、当協会から5月14日付けでこれらのガイドラインに準じて対応していただくよう貴団体傘下会員等の皆さんに周知をお願いしたところです。

今般、これらのガイドラインについて、下記のとおり改訂されましたので、お知らせします。林業経営体（森林組合、素材生産業者等）、木材関連事業者（木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者等）、その他森林に関する事業者におかれましては、改訂されたこれらのガイドラインに準じて対応していただくよう、貴団体傘下会員等の皆さんに周知をお願いします。

#### ＜農林水産省が作成したガイドライン＞

- 「林業経営体における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年3月13日作成、令和2年5月11日改正、令和2年5月22日改訂）
- 「木材産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」（令和2年3月13日作成、令和2年5月11日改正、令和2年5月22日改訂）

## 記

### 【主な改訂点】

- 1　巻頭部分の記載について、現在「感染拡大の予防と社会経済活動の両立を継続的に行う」ことが求められているため、その趣旨を踏まえて修文。
- 2　「新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底」のうち、従業員等が林業事業体への連絡と自宅待機を徹底する場合について、「発熱などの症状がある場合に」に加え、以下の項目を追加。
  - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
  - ・過去 14 日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 3　マスクの着用を前提とした記載への修正。
  - ・「できる限りマスクを着用する。」を「マスクを着用する。」に修正。
  - ・「マスクを着用しない場合には」の記述を削除等。
- 4　「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例を参考にするよう追記。

以上

一般社団法人日本林業協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3F

Tel : 03-3586-8430 Fax : 03-3586-8434

Email : [jfa@j-forestry.or.jp](mailto:jfa@j-forestry.or.jp)